

# 第 23 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 6 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 12 月 16 日  
海区漁業調整委員会委員室



日 時	令和7年12月16日(火) 午後1時30分から午後2時00分まで		
場 所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)		
議 題	第1号議案	簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)	
	第2号議案	まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)	
	第3号議案 報告事項	はえ縄漁業に関する委員会指示について(指示) 漁業権における資源管理の状況等の報告について	
出席委員	山下三千男 中根 静夫 鈴木 敏且 石井 克也	黒田 勝春 小林 俊雄 川口 正康 深井 淳二	鈴木 惣和 山本 昌弘 榊原 満男 山本 忍 磯貝 政男
欠席委員	長谷川桂子		
事務局職員		書記長 主 査 非常勤職員	長井 猛 黒田 拓男 江口 千香
農業水産局	水 産 課	課 長	坂口 泰治
	〃	担当課長	原 保
	〃	課長補佐	大橋 昭彦
	〃	課長補佐	村内 嘉樹
	〃	主 任	金田 康見
	〃	課長補佐	長谷川圭輔
	〃	課長補佐	五藤 啓二

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局より委員の表彰について御紹介させていただきます。</p> <p>鈴木惣和委員につきまして、愛知県から、漁業関係団体の要職にあつて、水産業の振興に貢献した功績が認められ、去る11月17日に愛知県表彰条例による表彰を受けられました。おめでとうございます。</p> <p>それでは、会議に移らせていただきます。</p> <p>初めに、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び報告事項の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今から第6回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第6回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案3件、報告事項1件が上程されております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、岡本水産振興監は諸事情により欠席のため、坂口水産課長から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産課（坂口）	<p>第6回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、振興監に</p>

代わりまして私、坂口から一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

先程案内がありましたけれども鈴木惣和委員におかれましては、長年の水産振興に貢献した功績が認められ、県の条例表彰を受けられたということで、非常に喜ばしいことでもありますし、改めてお祝い申し上げます。

さて、今年も残りわずかになりましたが、先週月曜日に、のりの第1回目共販が開催され、地区によって差はありましたけれども、生産枚数は概ね良好でありました。単価も近年に引き続き高く、順調な滑り出しといったところでございます。

県からも古本副知事が参加され、のりの共販というのはこういう事をやっているのだと興味深く見て頂きました。

今年ののりですが、ここからさらに生産枚数が伸びるとともに、良質な製品が生産され、今漁期が豊漁となることを期待しております。

本日の議題は、会長の御挨拶にもありましたとおり、議案3件と報告事項1件と伺っております。

委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（長井）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち14名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。

会長（山下）

私が議長をつとめますので、よろしくお願いいたします。

<p>水産課（村内）</p>	<p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、鈴木敏且委員、石井委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案の「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>第 1 号議案「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」諮問させていただきます。</p> <p>漁業許可をしようとするときは、制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。</p> <p>今回は、許可の有効期間の満了を 3 月末に迎える、簡易潜水器漁業の許可の一斉更新にあたり、制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間についてお諮りするものです。</p> <p>資料 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮 問 文 朗 読」</p> <p>資料 3 ページの別紙を御覧ください。</p> <p>表の左の欄に今回諮問させていただく漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。</p> <p>真ん中の欄の制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類は簡易潜水器網漁業、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則に定められた範囲内、(3) 船舶総トン数は、制限は定めず許可証に記載された総トン数、(4) 推進機関の馬力数は、制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数、(5) 操業区域は、第 1 種共同漁業権漁場区域であ</p>
----------------	--

って、当該漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた範囲内、  
(6) 漁業時期は、操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則に定められた範囲内としております。(7) 漁業を営む者の資格は、次のいずれにも該当する者としております。ア県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶(漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶)を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者、イ操業区域とする漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた潜水器を使用して操業する資格を有する者かつ当該漁業権者又は入漁権者の承諾を予め受けた者としております。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和8年1月7日(水)午前8時45分から令和8年2月6日(金)午後5時30分までの1か月としております。

参考として、5ページに関係規則の抜粋を、7ページ以降には、申請を受けるにあたり県WEBページ上で公開される公示文の案を載せております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長(山下)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員(多数)

(異議無し)

議長(山下)

異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員(全員)

(挙手全員)

議長（山下）	<p>ありがとうございました。挙手全員と認め、「簡易潜水器漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>次に、第2号議案の「まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（長谷川）	<p>令和8管理年度が来年1月から開始する、まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について、国から配分量が示されましたので、漁業法に基づき、貴委員会に諮問させていただくものです。</p> <p>最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>3ページを御覧ください。</p> <p>令和8管理年度である令和8年1月1日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は1番、愛知県まいわし太平洋系群漁業と2番、愛知県まあじ漁業にそれぞれ現行水準を設定しています。この現行水準は、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなります。</p> <p>また、令和7年1月からTAC管理がはじまった、3番愛知県かたくちいわし太平洋系群漁業には107,000トンの内数となっておりますが、国全体での漁獲可能量の設定となります。</p> <p>なお、令和8年1月1日からも令和7管理年度と同様ステップ1の管理になりますので、漁獲量報告が引き続き必要となりますが採捕停止命令は出されません。</p>

5 ページを御覧ください。

5 ページから 7 ページは 12 月 2 日の官報を抜粋したものであり、国から都道府県へ示された配分量が記載されています。まいわし太平洋系群については 5 ページに、まあじについては 6 ページ、かたくちいわし太平洋系群については 7 ページに本県への配分が記載されています。まいわし太平洋系群及びまあじの漁獲量は、本県の全国シェアが小さいことから令和 7 管理年度と同様に国から現行水準が配分されております。かたくちいわし太平洋系群につきましては、先ほど御説明したとおり、107,000 トンの内数という形で配分されています。

なお、8 ページには、参考として、漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会で御承認をいただきましたら、漁業法第 16 条第 3 項に基づき、水産庁へ承認申請をし承認を県ホームページによる公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁及との協議結果に従うとの御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

議長（山下）

異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）	（挙手全員）
議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量ついて」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、第3号議案の「はえ縄漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒田）	<p>第3号議案「はえ縄漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。</p> <p>資料4ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の委員会指示でございます。</p> <p>はえ縄漁業に関する指示につきましては、資源保護と漁業秩序の維持のため、漁具の制限、操業禁止期間の設定、採捕重量の制限を設けるよう、平成3年に初めて指示を発動いたしました。</p> <p>その後、ふぐ延縄を底延縄に限定、禁止漁具の所持を禁止するなど、必要の都度、指示内容を強化してまいりまして、現在、平成27年から同じ内容の指示を発動しているところです。</p> <p>今回、この委員会指示は令和8年1月31日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、資源保護と漁業秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和8年2月1日から令和9年1月31日まで1年更新するものです。</p> <p>それでは指示案を朗読させていただきます。</p> <p>「指示文朗読」</p>

<p>議長（山下）</p>	<p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は令和8年1月27日を予定しております。</p> <p>なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>委員（多数）</p>	<p>（異議無し）</p>
<p>会長（山下）</p>	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
<p>委員（全員）</p>	<p>（挙手全員）</p>
<p>議長（山下）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「はえ縄漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、報告事項の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします</p>
<p>水産課（黒田）</p>	<p>それでは、報告事項「漁業権における資源管理の状況等の報告に</p>

ついて」御説明いたします。

資料の1ページの「1 制度の概要」を御覧ください。

漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。

また、知事は海区漁業調整委員会に対し、漁業権者から報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、海区委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。

これらのことを定めた関係法令については、2ページに参考として掲載しております。

次に、「2 資源管理の状況等及び県の意見」について報告させていただきます。

まず、報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権については令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、区画漁業権ののり、わかめ養殖は、令和6年8月1日から令和7年5月31日まで、区画漁業権のその他については、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとしております。

報告内容を基に、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断しました。

その結果につきましては、共同漁業権は3～6ページ、区画漁業権は7～9ページに掲載いたしました。

表は左から、免許番号、漁業権者、漁業種類、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しており、取組や活用等がなされている場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。

また、漁場の活用や組合員の行使の実態はないが、合理的理由が付されているものについては「○※」と記載しています。

それでは結果についてご説明いたします。

「資源管理に関する取組」については、全ての漁業権において漁業権行使規則が遵守されており、共同漁業権においては、漁具漁法の制限や種苗放流の実施、区画漁業権においては漁場改善計画の履行等の報告がありました。

漁業権に関する漁場紛争等の発生は確認されておらず、なまこやあわびといった定着性水産動物の種苗放流の他に、一部では魚類の放流も実施されていることが確認されており、漁場改善計画については資源管理協議会において履行が確認されていることから、「資源管理に関する取組」が適切に行われていると判断いたしました。

「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」についても、ほとんどの漁業権において漁場の活用及び組合員による行使がなされていました。

5ページ及び6ページの共同漁業権、7ページ及び8ページの区画漁業権にありますとおり、一部、行使者が少なく、漁場活用が少ない漁業権もありましたが、そういった漁業権につきましては、資源回復を目的とした休漁、主たる行使者が療養中、漁場環境の悪化のため休漁など、水産庁作成の「海面利用制度等に関するガイドライン」に例示されている合理的理由に該当するものでした。

なお、行使者が療養中のところにつきましては、現在の行使者の他に、行使予定者がいるとのことでございます。

これらのことから、県といたしましては、現在設置されている県内の全ての漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断いたしました。

報告は以上でございます。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これもちまして、第6回委員会を終了します。  
委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員